

総社市給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第2号

総社市給水条例施行規程の一部を改正する規程

総社市給水条例施行規程（平成17年総社市水道事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（工事負担金） 第3条の2 条例第11条第3項に規定する工事負担金の額は、工事申込者が給水に必要な口径に対応する配水管を布設する費用に次に掲げる布設延長ごとの負担率を乗じて算出した額に<u>100分の110</u>を乗じた額とする。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>（連合使用者の料金） 第9条 条例第27条第5号の規定により許可を得た者（以下「連合使用者」という。）の料金は、次の各号により算定した基本料金と給水料金の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 （1）及び（2）略 2～4 略</p>	<p>（工事負担金） 第3条の2 条例第11条第3項に規定する工事負担金の額は、工事申込者が給水に必要な口径に対応する配水管を布設する費用に次に掲げる布設延長ごとの負担率を乗じて算出した額に<u>100分の108</u>を乗じた額とする。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>（連合使用者の料金） 第9条 条例第27条第5号の規定により許可を得た者（以下「連合使用者」という。）の料金は、次の各号により算定した基本料金と給水料金の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 （1）及び（2）略 2～4 略</p>

附 則
（施行期日）

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の総社市給水条例施行規程第9条の規定は、令和元年10月以後の月分の連合使用者の料金について適用し、同月前の月分の連合使用者の料金については、なお従前の例による。